

# 公園使用許可の申請の流れについて

公園の全部 又は一部を独占して利用する場合(盆踊り、夏祭り等)や業として写真等を撮影する場合等は市長の許可が必要となります。

利用内容によっては許可できない場合がありますので、許可が必要な場合は必ず土木管財課に事前相談をお願いします。(3か月前から受付可能)

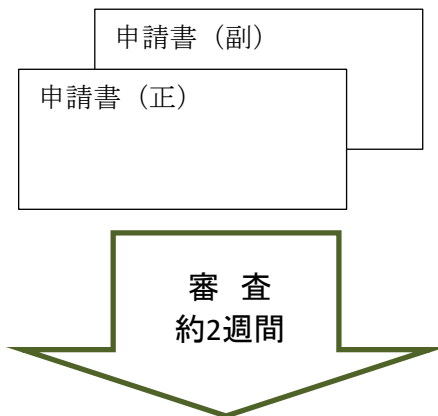
## ①市役所土木管財課へ事前問い合わせ(Tel072-924-8552)



- ・使用する公園
  - ・使用日時
  - ・使用目的
- について教えてください。

## ②市役所土木管財課へ申請書類の提出

公園内行為許可申請書を2セット作成願います(コピー可)。



### 添付書類

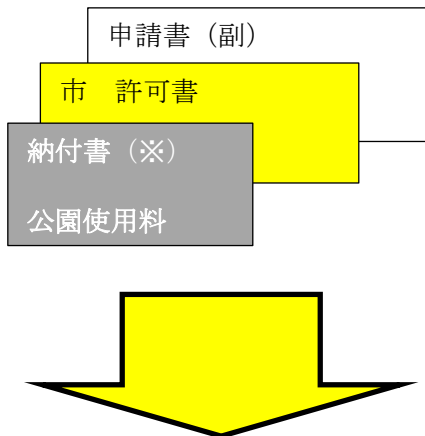
- ・公園内の使用場所
- ・公園の使用内容(開催チラシ・企画書)
- ・公園使用料減免申請書(必要時)
- ・コロナ感染症防止対策内容

※必要に応じて

- ・副申書(本市関連イベント)
- ・消防本部への届出のコピー
- ・警察署への届出のコピー

## ③許可書の発行

土木管財課より連絡がありましたらご来庁ください。



### ※納付書がある場合

- 当日支払いをお願いします。  
本館1階の公金取扱所で16時までに納付後領収書を確認し、許可書を発行します。  
ただし、以下の場合は、後日支払が可能です
- ・雨天等で当日中止になる可能性のある行為
  - ・経理上当日納付ができない場合

## ④使用可能

許可条件を守って使用してください。  
現場確認を行うことがあります。



来庁回数  
市役所 2 回

お問い合わせ  
土木管財課  
Tel072-924-8552